



2026年5月8日

各 位

会 社 名：株式会社トーシンホールディングス  
代 表 者：管財人 石 田 雅 文  
管財人 粟 田 口 太 郎  
(コード：9444 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先：取締役兼管理部長 旭 萌々子  
(TEL. 052-262-1122)

### 「株式会社トーシンホールディングス 再建計画」について

当社は、経営の安定化及び財務状態の改善を図るため、今般、再建計画（以下「本再建計画」といいます。）を策定し、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における上場を維持しながら、会社更生法に基づく更生手続により事業再生を図ることといたしました。本再建計画は、東証が定める有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 3 号ただし書及び有価証券上場規程施行規則第 601 条第 3 項第 3 号に規定する再建計画として提出しております。

当社は、本日付けで東京地方裁判所に対して更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和 8 年（ミ）第 4 号）、本日付けで同裁判所より更生手続開始決定がなされ（以下「本更生手続」といいます。）、管財人として、当社の代表取締役である石田雅文及び申立代理人である弁護士粟田口太郎の 2 名が選任され、調査委員として弁護士永沢徹が選任されました。本更生手続は、代表取締役社長が管財人として当社の経営を行う更生手続（いわゆる DIP 型の更生手続）として開始されたものです。今後は、裁判所の監督及び調査委員の調査の下で、管財人体制により、本更生手続により、当社の再建に向けて最大限努力する所存です。管財人は、本再建計画を基礎として、更生手続における更生計画案を作成し、その可決及び裁判所による認可を目指します。

本再建計画は、当社の内部管理体制の改善のための諸施策を管財人の下で一層推進しつつ、①商取引債権者の皆様に対しては従前の約定どおり債務をお支払いすること、②当社の既存株式について 100%減資は行わないこと、③取引金融機関に対しては長期分割弁済計画により元本全額を弁済する方針であること等を内容としており、今般の更生手続開始決定による債権者及び株主の皆様への影響を適切に抑えつつ、当社グループの再建を着実に進める方針としております。

当社は、有価証券上場規程第 603 条第 1 項に規定する当社株式の再建計画等の審査に係る申請を行い、審査の結果、同規程第 601 条第 1 項第 3 号ただし書き及び同施行規則第 601 条第 3 項第 3 号に規定する再建計画に該当すると認められましたので、更生手続開始の申立てを理由として上場廃止となることはありません。なお、当社株式は、後述のとおり東証により 2025 年 11 月 22 日付で特別注意銘柄の指定を受け、内部管理体制の改善が求められており、今後の状況次第で上場廃止になる可能性が残されておりますが、当社としては、できるかぎり上場廃止とならないよう、適切に対応していく所存です。

関係者各位にはご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

本再建計画の概要は下記の通りです。

## 記

### 1. 本再建計画の骨子

#### (1) 経緯

当社は、2025 年 2 月 14 日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信の訂正に関するお知らせ」及び 2025 年 5 月 9 日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の子会社における会計不祥事を原因として、会計監査人による当社の有価証券報告書等に対する監査報告書の意見が不表明となり、内部管理体制等について改善の必要性が高いことが明らかとなった結果、2025 年 11 月 22 日付けで、株式会社東京証券取引所により、当社の株式が特別注意銘柄に指定されました。また、上記会計不祥事の発覚を受けた当社の決算訂正により、取引金融機関との間の借入契約のコベナントに抵触し、当社グループは、2025 年 8 月以降、取引金融機関に対して、元本の返済猶予を依頼する状況に陥っております。

かかる状況下における当社グループの喫緊の課題は、一刻も早く上記会計不祥事に起因する一連の混乱に終止符を打ち、当社グループのガバナンス体制を改善するとともに、金融機関に対する有利子負債の返済計画を新たに策定するなどの施策を通じて、当社の経営体制と財務状態を安定化させることにあると考えております。そこで、当社は、事業価値の毀損を防止しつつ、安定的な再建を図るため、いわゆる DIP 型の会社更生手続（代表取締役などの現経営陣から管財人の選任を受けるタイプの会社更生手続）を利用することにより、事業の再建を目指すことといたしました。

#### (2) 本再建計画の基本方針

本再建計画は、会社更生法の下で、これを基本的な骨子として更生計画案を作成し、遂行する予定のものです。当社グループの取引先、株主、そして取引金融機関に対する影響を適切に抑える内容となっております。

まず、取引先等の商取引債権者に対する支払は、裁判所の許可の下、すべて従前の

約定どおりの時期・方法で実施することを予定しております。これにより、取引先の皆様に対してご迷惑をおかけすることなく、円滑な事業運営を継続することができるものと考えております。また、租税等の公租公課及び従業員の賃金等の労働債権も全額の弁済を予定しています。

次に、当社の株主に対する影響については、本再建計画において、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる 100%減資）は予定していないことから、株主の皆様は従前どおり当社が発行する上場株式を継続して保有し又は売却することができます。

また、当社の取引金融機関に対しては、本再建計画において、当社グループの借入債務に係る返済方法の変更を予定しております。返済期間は長期化するものの、本再建計画において、その元本全額と利息を弁済できる見込みです（ただし、下記②のとおり、会社更生法に基づく評定基準による財産評定において当社の財務状態が債務超過と認められる場合はこの限りではありません。）。

本再建計画の骨子は、概ね、下記①乃至⑥に記載のとおりです（今後の会社更生手続において、必要な変更又は修正がされる可能性があります。）。

#### ① 商取引債権等の弁済について

当社は、会社更生法の規定に基づき、裁判所の許可を得て、商取引債権者（リース債権者を含みます。）に対し、従前の約定どおり弁済を行う予定です。これにより、取引先の皆様に対してご迷惑をおかけすることなく、円滑な事業運営を継続し、もって当社グループに対する信用不安の発生を最小限に抑えることができるものと考えております。

#### ② 取引金融機関からの借入に対する弁済について

取引金融機関に対する借入債務については、従前の約定に基づく弁済に代えて、今後の当社の事業収益及び当社グループが保有する不動産の売却代金を原資として弁済を行います。

第一に、当社は、取引金融機関に対して、当社グループが保有する現預金のうち、翌期の事業運営に必要な一定額を超過する部分を原資として、借入金の弁済を行うことを予定しています。

第二に、当社グループは、遊休資産及び利益率の低い収益物件を中心に保有不動産の売却活動を進め、取引金融機関に対して弁済を行い、有利子負債を圧縮いたします。

なお、後述するスポンサーからの第三者割当増資が実現した場合には、これによる拠出金も弁済原資の一部を構成します。

当社は、以上の弁済を内容とする 15 年間の長期弁済計画により、取引金融機

関に対し、借入債務元本の全額と利息を弁済する更生計画案を作成する予定です。

また、当社グループは、現時点においては資産超過状態であると認識しておりますが、会社更生法に基づく評定基準による財産評定の結果、仮に当社が債務超過であることが明らかになった場合には、取引金融機関の有する債権については、更生計画に基づき、その額の一部について、免除又は債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）を実施し、債務超過状態を解消します。

### ③ スポンサー探索及び第三者割当増資の実施

当社は、資本の増強、資金繰りの安定化のための資金調達又は戦略的な資本提携等を目的として、当社に対して出資いただけるスポンサーの探索を行うことを予定しています。裁判所の許可を得てスポンサーとの合意に至った場合には、当該スポンサーを引受人として、第三者割当増資を実施する場合があります。なお、増資引受けに関する詳細条件については、管財人が今後探索するスポンサー候補との協議事項ですので、決定次第ご報告申し上げますが、当社の定款変更により新しい種類の種類株式に関する規定を設けた上で、種類株式を発行する可能性があります。なお、当社は、東証が定める株主の希薄化等に関するルールに従ってスポンサー候補に対する第三者割当増資を実行する予定ですが、スポンサー候補による増資引受けに際しては、既存発行株式の価値が希薄化することが想定されます。

### ④ 既存の株式の取扱い

前述したとおり、当社は、本再建計画において、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる 100%減資）の実施は予定しておりません。したがって、当社の株主は、当社の株式を継続して保有し又は売却することが可能です。一方で、上記②及び③に記載しましたとおり、当社の取引金融機関又はスポンサーに対する第三者割当増資により、既存の株式について、上場廃止基準に反しない範囲（希薄化率 300%を超えない範囲）で、議決権の希薄化が生じる可能性があります。この場合、既存株主の皆様には一定の株主責任を負担していただくこととなりますが、これらの新株の発行は、当社グループの再建及び事業継続のために必要なものと考えられますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

上記に加え、当社は、資本金及び資本準備金の額の減少を行う可能性があります。これは、前述した 100%減資に該当するものではありません。

### ⑤ DIP ファイナンスについて

当社は、本更生手続による再建を遂行するために必要な運転資金を保有しておりますが、より安定的かつ円滑に再建を進めることができるよう、当社の取引金

融機関である株式会社三井住友銀行から、本日付で当座貸越枠の設定（いわゆる DIP ファイナンスの供与）を受けております。当座貸越契約の概要は以下の通りです。

融資形態 : 当座貸越  
貸付人 : 株式会社三井住友銀行  
契約期限 : 2026年12月30日又は更生計画案の書面投票期限から5銀行営業日が経過する日のいずれか早い日  
貸越極度額 : 700百万円

#### ⑥ ガバナンス体制の強化について

当社は、2025年11月25日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にてお知らせしたとおり、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき、元代表取締役である創業者石田信文氏の倫理観・誠実性の欠如などからガバナンスが機能不全に陥り、長期間にわたり複数の不適切会計が行われた結果、投資者の投資判断に深刻な影響を与える虚偽と認められる開示が行われ、また、投資者が適切な投資判断を行うにあたっての前提となる有価証券報告書等の財務諸表等に添付される監査報告書等の監査意見等が意見不表明等となったものであり、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたため、2025年11月22日付で、株式会社東京証券取引所により、特別注意銘柄に指定されました。

当社は、2025年12月15日付「調査委員会設置に関するお知らせ」、2026年1月9日付「社内検証委員会委員選任に関するお知らせ」、2026年2月24日付「(開示事項の変更) 改善計画の開示延期に関するお知らせ」並びに2026年4月27日付「(開示事項の変更) 改善計画の開示再延期に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、今後、2026年5月下旬までに改善計画を開示する予定であり、本更生手続の下においても、管財人は、当該改善計画に基づき、特別注意銘柄の指定の解除を目指す方針です。

### (3) 裁判所の認可の見込み

#### ① 更生計画案の可決の見込み

本再建計画を基礎として作成される本更生手続上の更生計画が裁判所に認可される前提として、更生計画案は、会社更生法上、(i)過半数の議決権を有する更生債権者の同意、(ii)4分の3以上に当たる議決権を有する更生担保権者の同意及び(iii)過半数の議決権を有する株主の同意により可決される必要があります。

なお、会社更生法に基づく評定基準による財産評定の結果、当社が債務超過となった場合には、会社更生法の定めにより、株主に議決権は与えられません。

- (i) 更生債権者（当社資産に対する担保権により債権が保全されていない債権者）には、一般には商取引債権者が含まれますが、当社の会社更生手続においては、前記 1.(2)①記載のとおり商取引債権については随時弁済することを予定しておりますので、現時点においては、取引金融機関を除き、一般の更生債権者は、ほぼ生じないものと想定しております。
- (ii) 更生担保権者（当社資産に対する担保権により債権が保全されている債権者）は、現時点においては、取引金融機関がこれに該当するものと考えられます。当社は、今般の更生手続開始の申立てに先立ち、本更生手続において更生担保権者となるものと想定される取引金融機関（全 14 金融機関）に対し、本更生手続のもとで本再建計画を進めることにつき説明を行った結果、全 14 金融機関のいずれからも異議はなかったことから、本更生手続において本再建計画を基礎として管財人が作成する更生計画案についても、現時点で想定される更生担保権者（取引金融機関）の議決権の総額の 4 分の 3 以上に当たる皆様から同意を得られる見込みがあるものと想定しております。
- (iii) 株主の同意につきましては、本再建計画が、当社グループの再建のために不可欠であること、当社が発行する上場株式の全部を消却すること（いわゆる 100%減資）は予定していないことなどに照らせば、既存株主の皆様の利益に十分に配慮された計画であり、株主の皆様からご理解を得られる内容であるものと想定しております。もっとも、前述した過半数の議決権を有する株主の同意が得られない場合においても、会社更生法の規定に基づき、更生計画案において株主の権利を保護する条項を定める予定であることから、裁判所による更生計画の認可の要件を充足する見込みがあると考えられます。

## ② 更生計画の認可の見込み

本更生手続は、本日付けで東京地方裁判所より更生手続開始決定がなされたものであり、法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものです。また、以上で述べた本再建計画は、公正かつ衡平な内容であり、遂行可能であると考えられ、かつ誠実かつ公正な方法により、4 分の 3 以上に当たる議決権を有する更生債権者等の同意、及び、過半数の議決権を有する株主の同意又はこれに代わる権利保護条項の規定による認可の要件を充足する見込みがあると考えております。

以上を踏まえ、当社といたしましては、本再建計画を基礎として作成される本更生手続における更生計画につき、裁判所の認可が得られる見込みは十分に存するものと考えております。また、調査委員候補者であった永沢徹弁護士より、本再建計画を基礎として作成される更生計画について裁判所の認可を得られる見

込みがあることについて、事前に意見書を受領しておりますので、かかる裁判所の認可の見込みがあることが客観的にも確認されております。

## 2. 今後の見通しについて

### (1) 今後の事業戦略について

当社グループの今後の事業戦略といたしましては、①モバイル事業の抜本見直し、②リゾート事業の改善、③本社費を中心とした経費削減などにより、成熟した市場においても着実に収益を確保できる体制を目指します。

当社は、モバイル、リゾート及び不動産を中心とした各事業において、多くのお客様へ満足度の高い商品やサービスのご提案・ご提供をしてまいりました。

今後も、お客様の生活やビジネスをより豊かにすることを通じ、事業の再建を果たす中で企業価値を高め、取引金融機関の皆様に対する元金及び利息の完済を実現し、かつ、株主の皆様利益にも配慮した経営を図る方針です。

#### ① モバイル事業の抜本見直し

モバイル事業については、従前の売上至上の体制から収益力を重視した体制に移行し、更なる改善を図ります。加えて、モニタリングを含めた管理体制の強化や販売員の指導・育成により、全店の販売力を強化してまいります。

#### ② リゾート事業の改善

リゾート事業は、閉鎖した競合ゴルフ場からの会員獲得を積極的に推進し、プライシングの更なる最適化により来客数を伸ばしつつ、繁閑に応じた柔軟な人員体制へと移行することにより、コスト削減を図ります。

#### ③ 経費削減

経費削減策として、事業規模に応じた管理業務体制に移行し、広告宣伝費・接待交際費・保守料などの各種経費の抑制を行います。

### (2) 業績見通し

#### ① 損益計算書

令和9年4月期は、連結売上高は概ね横這いの17,933百万円を見込んでいる一方、各種の収益改善策が寄与し、経常利益は297百万円と前年度比で126百万円の改善を見込みます。

令和10年4月期は、前年度末に不動産の売却を想定していることから不動産収入が減り、売上高は17,235百万円と減収となるなか、モバイル事業の更なる改善などにより経常利益は218百万円と微減に留まる想定です。

令和11年4月期は、モバイル事業の改善に加えて利払いの軽減が進むことで、売上高は17,263百万円、経常利益は278百万円と増収増益を見込みます。

(百万円)	実績			計画			
	23/4期	24/4期	25/4期	当期	1年目	2年目	3年目
1 売上高	16,418	17,134	17,477	18,030	17,933	17,235	17,263
2 売上総利益	3,574	4,019	3,287	3,248	3,261	2,684	2,741
3 販管費	3,676	3,694	3,242	2,928	2,849	2,401	2,402
4 人件費	1,165	1,107	882	746	697	621	609
5 減価償却費	362	370	393	442	446	335	334
6 その他販管費	2,149	2,217	1,967	1,741	1,706	1,445	1,459
7 営業利益	▲102	325	45	319	413	284	338
8 営業外収支	▲52	▲40	▲77	▲148	▲116	▲65	▲61
9 経常利益	▲154	285	▲32	171	297	218	278
10 特別損益	▲43	23	595	84	▲209	▲24	▲24
11 税引前当期純利益	▲197	307	563	256	87	194	254
12 法人税等	11	160	640	124	28	62	81
13 当期純利益	▲207	147	▲77	132	59	132	173
14 EBITDA	260	695	438	761	859	619	672
15 売上総利益率(%)	21.8%	23.5%	18.8%	18.0%	18.2%	15.6%	15.9%
16 営業利益率(%)	-0.6%	1.9%	0.3%	1.8%	2.3%	1.6%	2.0%
17 経常利益率(%)	-0.9%	1.7%	-0.2%	1.0%	1.7%	1.3%	1.6%

## ② 貸借対照表

令和9年4月期は、多くの不動産を売却した上で借入金の返済も行う想定であり、総資産額は14,130百万円（前期比▲8,584百万円となる一方、負債合計も11,519百万円（前期比▲8,608百万円と減少する想定です。

なお、当社は、会社更生法に規定に基づき、決算期が変更されておりますが、上記①及び②の各数値及び記載内容は、かかる決算期の変更を前提としない参考数値であることにご留意下さい。決算期の変更に関する詳細は、当社が本日公表いたしました「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 返済の見通し

令和10年4月期以降は収益改善に伴い純資産増、及び、借入金返済による負債減が進むことを見込んでおります。

以上